# 国民健康保険のお知らせ

▶問い合わせ 国民健康保険グループ(☎®1771)

# 新しい『国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)』を送付します

『国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)』の有効期限は、7月31日似で す。

8月1日以降の国民健康保険被保険者証は、7月中旬に世帯ごとに簡易書留で 郵送しますので、配達時に不在の場合は、再配達の手続きをして、必ず保険証を 受け取ってください。

新しい『国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)』は「「性色です」



## 『限度額適用(標準負担額減額)認定証』の有効期限は7月31日泳です

入院や高額な外来診療を受けたとき、『限度額適用(標準負担額減額)認定証』 を医療機関の窓口に提示することで、支払う自己負担額を限度額に抑えることが できます。

8月1日休以降に限度額適用(標準負担額減額)認定証が必要な方は、国民健 康保険グループまたは各支所で申請してください。

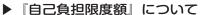
### ▶対象(国民健康保険に加入している方)

- 70歳未満の方
- 70歳から74歳までで住民税非課税世帯の方または現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方

#### ▶手続きに必要なもの

被保険者証、マイナンバー(個人番号)の分かる書類、印鑑(朱肉を使うも の)、委任状(別世帯の方が申請を行う場合のみ)

- ※国民健康保険税の納税状況により交付できない場合があります。
- ※限度額適用(標準負担額減額)認定証は、手続きを行った月の1日から有効で す。
- ※7月1日月から事前申請を受け付けています(交付は8月1日休以降です)。
- ※平成30年分の収入申告が未申告の方は、申告を済ませ、申告書の控えをご持参 ください。



#### ◆70歳未満の方

所得区分	
901万円超 【ア】	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1 伝 ※多数回140,100円。
600万円超~	167,400円+
901万円以下	(総医療費-558,000円) × 1 銢
【イ】	※多数回93,000円。
210万円超~	80,100円+
600万円以下	(総医療費-267,000円) × 1 銢
【ウ】	※多数回44,400円。
210万円以下	57,600円
【工】	※多数回44,400円。
非課税世帯【才】	35,400円 ※多数回24,600円。

## ▲70歩から7/歩キでのち

●10月以び、シート月以の こうりょ					
区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	限度額適 用認定証	
現役並み所得者	課税所得 690万円 以上【Ⅲ】	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1公 ※多数回140,100円。		不要	
	課税所得 380万円 以上【II】	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1 伝 ※多数回93,000円。		必要	
	課税所得 145万円 以上【I】	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1 伝 ※多数回44,400円。		必要	
一般	課税所得 145万円 未満	18,000円 年間144,000円	57,600円 ※多数回44,400円。	不要	
住民税 非課税 世 帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	必要	
	区分 I	8,000円	15,000円	必要	

- ※過去12カ月以内に限度額を超えた回数が4回以上の場合は、4回目から『多数回』となり、自己負担限度 額が下がります。
- ※70歳未満の方の所得は、同一世帯の国民健康保険加入者それぞれの総所得金額などから33万円を差し引い た額を世帯で合算したものです。
- ※70歳から74歳までの方の課税所得は、住民税における課税所得です。



# 還付金に関する『詐欺』や『個人情報の詐取』などにご注意ください

自己負担限度額を超えて支払った医療費がある場合、国民健康保険グループからは、郵 送でお知らせします。還付金に関する不審な電話には、十分ご注意ください。

